

第2章 これまでの取組の状況

■ 「かわさき保育プラン」の平成23年度から平成25年度の取組を振り返って

「かわさき保育プラン」では、基本目標の「小さな命に大きな未来、育ち育てるまち、かわさき」実現を図るために、3つの基本方向と、9つの施策に沿って取組を展開してきました。

平成23年度から平成25年度までに実施した施策の進捗状況の主な内容は、次のとおりです。

基本方向1 “かわさき”の子育て支援の充実

施策1 保育環境の整備と多様な保育ニーズへの適切な対応

1 認可保育所の整備 ～3年間で4,000人を超える定員増～

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
認可保育所の定員枠の拡大	目標	●20か所 1,585人増 H23・4当初 180か所 15,905人	●20か所 1,465人増 H24・4当初 203か所 17,490人	●20か所 1,270人増 H25・4当初 223か所 18,955人	●3年間で4,320人増 H26・4当初 243か所 20,225人
	実績	●23か所 1,585人増 H23・4当初 180か所 15,905人	●18か所 1,505人増 H24・4当初 203か所 17,490人	●20か所 1,330人増 H25・4当初 221か所 18,995人	●3年間で4,420人増 H26・4当初 241か所 20,325人
1歳児の定員枠の拡大	目標	●291人増	●261人増	●212人増	●3年間で764人増
	実績	●297人増	●271人増	●245人増	●3年間で813人増
長時間延長保育 (20時までの実施)	目標	●実施拡大(92か所)	●実施拡大(121か所)	●実施拡大(147か所)	●H26・4当初 173か所
	実績	●実施拡大(92か所)	●実施拡大(122か所)	●実施拡大(147か所)	●H26・4当初 173か所
3歳以上児への主食提供の実施	目標	●実施拡大(140か所)	●実施拡大(169か所)	●実施拡大(192か所)	●H26・4当初 212か所
	実績	●実施拡大(140か所)	●実施拡大(169か所)	●実施拡大(190か所)	●H26・4当初 213か所

【主な取組】

1 認可保育所の整備

- 就学前児童数の増加やさらなる保育需要に適切に対応するため、計画期間（平成23年度から平成25年度）の3年間で、土地所有者と保育事業者のマッチングによる保育所整備や鉄道事業者の活用を促進する保育所整備など新たな整備手法も取り入れながら、4,420人の定員枠拡大を図りました。
- 育児休業制度の普及に伴う1歳児からの保育所利用申請に対応するため、「民間事業者活用型（1歳児定員からの）保育所整備」等により813人の1歳児の定員枠拡大を図りました。
- 保護者の就労形態の多様化などに対応するため、長時間保育や3歳以上児への主食提供の実施拡大など多様な保育サービスの充実を図りました。

2 認可外保育事業の充実と再構築

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
認可外保育事業の充実と再構築	目標	●認可外保育事業の再構築に向けた検討	●事業の再構築に向けた基本方針の策定	●基本方針に基づく取組の推進
	実績	●認可外保育事業の再構築に向けた庁内検討(ワキガ)会議の実施	●事業の再構築に向けた基本方針の策定	●基本方針に基づく取組の推進
平成22年度 (2010年)	●援護対象児童の拡大	●援護対象児童の拡大	●基本方針に基づく取組の推進	●基本方針に基づき平成25年度から新制度による本格実施
①認定保育園 援護対象 1,580人	①援護対象 1,600人 ②(居宅型)福祉員21人 受入児童77人 (共同型)3か所 受入児童27人	①援護対象児童の拡大 ②(居宅型)福祉員2人 受入児童6人の増 (共同型)3か所 受入児童27人の増		
②家庭保育福祉員(居宅型) 福祉員19人 受入児童71人	③14か所 345人 ④11か所 320人 H23/4当初 2,360人	③事業推進 ④2か所 60人の増		
③おなかま 保育室 14か所345人	●援護対象児童の拡大	●援護対象児童の拡大	●基本方針に基づく取組の推進	●基本方針に基づき取組を進め、認可外保育事業の受け入れ枠を拡充
④かわさき 保育室 11か所320人	①援護対象 1,600人 ②(居宅型)福祉員19人 受入児童74人 (共同型)3か所 受入児童18人	①援護対象 2,000人 ②(居宅型)福祉員21人 受入児童83人 (共同型)4か所 受入児童27人	①援護対象 2,400人 ②(居宅型)福祉員23人 受入児童90人 (共同型)4か所 受入児童27人	3年間で926人増
H22/4当初 援護対象児童数 2,316人	③14か所 345人 ④11か所 320人 H23/4当初 2,360人	③14か所 345人 ④13か所 380人 H24/4当初 2,835人	③14か所 345人 ④13か所 380人 H25/4当初 3,242人	

3 「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
「認可保育所の運営のあり方」を踏まえた公立保育所の再構築	目標	●公立保育所の再構築に向けた検討 ●公立保育所調理業務の委託化 4園の実施 ●公立保育所民営化 1園の実施 H23/4当初 公立保育所 68園 調理業務委託 37園	●公立保育所の再構築に向けた基本方針の策定 委託園の検討 ●公立保育所民営化 5園の実施 H24/4当初 公立保育所 63園	●基本方針に基づく取組の推進 ●基本方針に基づく取組の推進 ●公立保育所民営化 6園の実施 H25/4当初 公立保育所 57園
	実績	●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキガ)会議の実施 ●職員の退職動向等により未実施 ●末長保育園(高津区)の民営化(60人→90人)	●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定 ●職員の退職動向等を踏まえ、継続的な検討を実施 ●西大島保育園(川崎区、95人→120人)、東小倉保育園(幸区、90人→120人)、玉川・玉川乳児保育園(中原区、90人・35人→135人)、百合丘保育園(麻生区、60人→90人)の民営化	●川崎区・宮前区で先行モデル実施 ●検討の結果、職員の退職動向等により未実施 ●出来野保育園(川崎区、90人→120人)、古市場保育園(幸区、120人→130人)、千年保育園(高津区、120人→130人)、中野島・中野島乳児保育園(多摩区、60人・35人→120人)、西宿河原保育園(多摩区、120人→130人)の民営化 「公設民営保育所の譲渡方式導入による民設民営化への転換について」検討、公表

4 子育て家庭への支援の充実

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
一時保育の実施	目標	●実施拡大(35か所)	●実施拡大(42か所)	●実施拡大(47か所)	●3年間で47か所まで拡大
	実績	●実施拡大(35か所)	●実施拡大(43か所)	●実施拡大(50か所)	●3年間で50か所まで拡大
地域子育て支援センター(センター型)の実施	目標	●実施拡大(23か所)	●実施拡大(25か所)	●実施拡大(26か所)	●3年間で26か所まで拡大
	実績	●実施拡大(23か所)	●実施拡大(25か所)	●実施拡大(27か所)	●3年間で27か所まで拡大
保育所における地域の子育て支援機能の充実	目標	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) ●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進	●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲)	●基本方針に基づく取組の推進(再掲)	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●平成25年度からの制度の本格実施(段階的) ●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進
	実績	●公立保育所における園庭開放・保育相談の実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) ●民間保育所における「地域活動支援事業」の促進	●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲)	●川崎市・宮前区で先行モデル実施(再掲)	●目標どおり実施 ●平成25年度からの制度の段階的实施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲) ●目標どおり実施
休日保育の実施	目標	●1か所の拡大(7か所で実施)			●7か所で実施
	実績	●6か所で実施	●6か所で実施	●6か所で実施	●6か所で実施
年末保育の実施	目標	●事業実施(7か所)			●7か所で実施
	実績	●事業実施(7か所)	●事業実施(7か所)	●事業実施(7か所)	●7か所で実施
夜間保育の実施	目標	●事業実施(1か所)			●1か所で実施
	実績	●事業実施(1か所)	●事業実施(1か所)	●事業実施(1か所)	●1か所で実施
乳幼児健康支援一時預かり事業(病後児保育)の実施	目標	●事業の充実に向けた検討(3か所)	●事業の充実に向けた検討	●検討結果に基づく取組の推進	●事業の充実
	実績	●事業の充実に向けた検討(3か所)	●事業の充実に向けた検討・整備予算の確保	●中原区内に病児保育施設を整備	●1か所の拡大(4か所で実施)

【主な取組】

2 認可外保育事業の充実と再構築

●「川崎認定保育園」などの認可外保育施設における援護対象児童数を拡大し、3年間で926人の増加を図りました。

●平成25年1月に「川崎市認可外保育事業再構築基本方針」を策定し、川崎認定保育園」制度の創設や旧制度からの移行も含めた認定施設の増大、保護者負担軽減のための保育料補助金の創設など認可外保育施設の定員枠を拡大し、利用を促進するための取組を進めました。

【主な取組】

3 「認可保育所の運営のあり方基本方針」を踏まえた公立保育所の再構築

●「認可保育所の運営のあり方基本方針」を踏まえ、庁内検討（ワーキング）会議により検討を進め、平成24年9月に「新たな公立保育所」のあり方基本方針を策定し、既存の公立保育所の機能に加え、「地域の子ども・子育て支援」「民間保育所等への支援」「公・民保育所人材育成機能」の強化を図り、公立保育所の再構築を行いました。平成25年4月からは、川崎市・宮前区において「新たな公立保育所」の先行モデル実施を行いました。

●平成25年11月に「公設民営保育所の譲渡方式の導入による民設民営化への転換について」を公表しました。指定管理者制度を導入している公設民営保育所については、保育の継続性を確保し、民間がより主体的に保育サービスを提供することができるよう、指定期間の満了に合わせ、民設民営保育所へ転換します。

4 子育て家庭への支援の充実

●在宅の子育て家庭への充実を図るため、新設保育所において地域子育て支援センター（センター型）事業を実施し、実施園数を3年間で4か所拡充しました。

施策2 利用者の視点に立った情報提供とサービスの質の向上

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
子育てに関する情報提供の充実	目標 ●地域における子育て支援情報の提供機能強化に向けた検討と取組の推進 ■「地域子育て支援情報提供事業」の実施			●地域における子育て支援情報の提供機能強化に向けた検討と取組の推進
	実績 ●市HPを見直し「かわさきし子育て応援ナビ」を立ち上げるとともに、子育てガイドブック等による情報提供を実施	●「かわさきし子育て応援ナビ」において、認可外保育施設の空き情報の提供を実施		●目標どおり実施
相談・コーディネート機能の充実	目標 ●地域における子育てに関する相談・コーディネート機能強化に向けた検討と取組の推進 ■区役所における子育てに関する相談・コーディネート機能の強化に関する検討及び取組の推進			●地域における子育てに関する相談・コーディネート機能強化に向けた検討と取組の推進
	実績 ●「かわさきし子育て応援ナビ」で「認可外保育施設の空き情報」を設け、内容・デザインの一新を図った子育て家庭への対応をHP及び区役所窓口にて実施	●「かわさきし子育て応援ナビ」における「認可外保育施設の空き情報」を、毎月更新し、情報提供の充実を図った。	●区役所、支所に保育所入所を発端とする子育て相談にきめ細かく対応するため、保育士を配置し、相談対応を充実させた。	●目標どおり実施
利用者の視点に立った子ども・子育てサービスへの対応	目標 ●次世代育成支援対策行動計画（後期計画）の推進 ■児童福祉審議会への計画進捗状況の報告と意見・評価の市民公表	●後期計画の中間評価 ■計画に対する市民の意見等を把握し、児童福祉審議会による意見・評価と併せて中間評価を実施	●後期計画の推進及び進捗管理 ■児童福祉審議会への計画進捗状況の報告と意見・評価の市民公表	●後期計画の推進
	実績 ●計画の進捗管理を図るとともに、市内子育て関係者との懇談会を実施し、児童福祉審議会からの意見・評価を受け、進捗状況を市HP等で市民公表	●子ども・子育て関連3法の取組に連動し、中間評価の実施を次年度に変更	●児童福祉審議会の意見・評価を踏まえ、計画の進捗管理及び中間評価を実施し、市HP等で市民公表	●子ども・子育て支援新制度の導入に向けた検討の推進

【主な取組】

5 利用者へのサービス向上に向けた取組

●本市における子ども・子育て支援サービスに関する情報提供方法について、地域子育て支援情報提供事業による検討を行い、子ども・子育てに関する情報を体系的に整理・集約すると共に内容の充実を図るため、市ホームページに「子育て応援ナビ」を新たに立ち上げるとともに、「かわさきし子育てガイドブック」を全面改訂しました。また、保育所や幼稚園、地域子育て支援センター等の施設情報を集約し、利用者が求める情報をよりわかりやすく提供することで、必要とするサービスの利用へ円滑につながるよう取組を進めました。

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
保育の質の向上への取組の充実	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実 ●保育所等への審査・指導体制の強化・充実 ■認可保育所への監査・指導体制の充実及び認可外保育施設への指導・監督機能の強化 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●認可保育所の運営法人等の選考及び認可時の審査の充実 ●保育所等への審査・指導体制の強化・充実 ●平成25年度からの制度の本格実施(段階的)
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●法人選考に当り、民間活用推進委員会による審査を実施 ●認可保育所の指導監査業務をこども本部へ移管し、所管課と連携した指導監査体制を構築 ●全民営認可保育所(117か所)に対して、実地による指導監査を実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人選考に当り、民間活用推進委員会による審査を実施 ●全民営認可保育所(141か所)に対して、実地による指導監査を実施 ●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●法人選考に当り、民間活用推進委員会による審査を実施 ●全民営認可保育所(165か所)に対して、実地による指導監査を127園に対して実施 書面監査を38か所実施 ●川崎区・宮前区で先行モデル実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●平成25年度からの制度の段階的実施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲)
民間保育運営への支援等の充実	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の運営状況の把握と支援の実施 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●基本方針に基づく取組の推進(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の運営状況の把握と支援の実施 ●平成25年度からの制度の本格実施(段階的) ●目標どおり実施
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●新設園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新設園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施 ●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●新設園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施 ●川崎区・宮前区で先行モデル実施(再掲) 	<ul style="list-style-type: none"> ●平成25年度からの制度の段階的実施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲)
第三者評価制度の受審の促進	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の受審の促進 11園の受審 ●指定管理園・民営化園の受審 2園の受審 ●第三者評価項目の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の受審の促進 11園の受審 ●指定管理園・民営化園の受審 7園の受審 ●新たな評価項目による評価の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ●民間保育所の受審の促進 8園の受審 ●指定管理園・民営化園の受審 9園の受審 	<ul style="list-style-type: none"> ●3年間で30園の受審 ●3年間で18園の受審 ●新たな評価項目による評価の実施
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●民設民営園 27園の受審 ●指定管理園 2園の受審 ●第三者評価項目の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ●民設民営園 36園の受審 ●指定管理園 7園の受審 ●新たな評価項目による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●民設民営園 36園(見込み)の受審 ●指定管理園 9園(見込み)の受審 ●新たな評価項目による評価 	<ul style="list-style-type: none"> ●3年間で36園の受審 ●3年間で18園の受審 ●目標どおり実施

【主な取組】

6 保育サービスの質の向上に向けた取組

- 民間保育所運営への支援として、新設園や障害児を受け入れている保育園を中心に保育指導員と共に訪問し、運営・保育につながる指導を実施しました。
- 発達が気になるお子さんの保育を支援するため、平成25年度から、これまで公立保育所で実施していました発達相談を民間保育所でも導入しました。
- 改訂された「保育所保育指針」に基づき、平成23年度に第三者評価の評価項目を見直し、平成24年度から新たな評価項目もよる評価を実施しました。また、民間保育所へ第三者評価制度の受審のための費用を助成し、受審促進に向けた取組を推進しました。

施策3 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
保育料の収納率向上に向けた取組の推進	目標	●保育料の収納対策への取組の強化	→	収納率 97%以上 (現年度分 99%以上)	●収納率 97%以上
	実績	●収納率 96.33%	●収納率 97.22%	●収納率 97.11%	●収納率 97.11%
保育サービスの利用における受益と適正な負担のあり方の検討	目標	●保育料の負担のあり方の検討 ■「(仮称)保育サービス利用のあり方検討委員会」の設置による検討 ●「川崎市保育料金額表」の改定 (階層区分の変更【25階層→26階層】)	●検討結果に基づく検討の推進	→	●保育料負担のあり方の検討結果に基づく取組の推進
	実績	●保育サービス利用における受益と負担の適正化を図るため、平成24年度から26年度までの3年間で、保育料負担割合を、現在の66.4%から段階的に75%まで引き上げ ●「川崎市保育料金額表」の改定 (階層区分の変更【25階層→26階層】)	●保護者負担割合 66.4%⇒69.4%	●保護者負担割合 69.4%⇒72.4%	●保護者負担割合 69.4%⇒72.4%

【主な取組】

7 保育サービスの利用における受益と負担の適正化

- 保育料の収納率向上に向け、電話催告や納付面談、債権差押を中心とした滞納処分などを行いました。
- 本市では、国基準保育料額に対する軽減を図っていますが、平成23年度に保育サービスの利用における受益と負担の適正化のあり方を検討し、その結果に基づき段階的に保護者負担割合を引き上げていくため、川崎市保育料金額表を改定し、平成24年度から平成26年度までの保育料金額表を定めました。

基本方向2 社会全体で子育てを支える仕組みづくりの充実

施策1 地域で子育てを支える取組の推進

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
区役所を拠点とした地域の子育て支援ネットワークの推進	目標 ●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ■区役所における公立保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業の実施 ●公立保育所の再構築に向けた検討(再掲) ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討(4か所で実施)	■区役所における子ども文化センターの管理運営の実施 ●事業の再構築に向けた基本方針の策定(再掲)	●基本方針に基づく取組の推進(再掲)	●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ●基本方針に基づく取組の推進(再掲) ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討(4か所で実施)
	実績 ●地域における子ども・子育て支援機能の強化 ■区役所における公立保育所の管理運営及び地域子育て支援センター事業の実施 ●公立保育所の再構築に向けた庁内検討(ワキング)会議の実施(再掲) ●ふれあい子育てサポート事業の充実に向けた検討(4か所で実施)	■区役所における子ども文化センターの管理運営の実施 ●「新たな公立保育所」のあり方基本方針の策定(再掲)	●川崎区・宮前区で先行モデル実施(再掲)	●目標どおり実施 ●平成25年度からの制度の段階的实施 平成26年度からの制度の全区実施に向けた体制の確立(再掲) ●目標どおり実施
家庭的な保育事業の充実	目標 ●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 3か所 受入児童 27人 ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 21人 受入児童 77人	福祉員 2人 受入児童 6人増 3か所 受入児童 27人増	●認可外保育事業の再構築に向けた基本方針に基づく取組の推進	●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 23人 受入児童 83人 ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 3か所 受入児童 27人増 6か所 受入児童 54人
	実績 ●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 19人 受入児童 74人 (23.4当初) ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 3か所 受入児童 18人 (23.4当初)	●認可外保育事業の再構築に向けた基本方針に基づく取組	●居宅型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 福祉員 25人 受入児童 104人 (26.4当初) ●共同型家庭保育福祉員による受入児童の拡大 5か所 福祉員 11人 受入児童 33人 (26.4当初)	

【主な取組】

8 地域で子育てを支える仕組みづくりの充実

●市民に身近な区役所を地域の総合的な子ども・子育て支援拠点とするため、公立保育所の管理運営、地域子育て支援センター事業及びこども文化センターの管理運営を各区こども支援室へ移管し、区役所の機能強化を図りました。また、区内の子ども・子育て関係機関のネットワーク会議や幼保小の連携会議等を開催し、横断的な施策の企画・検討や積極的な情報交換を行うとともに、区内における講座・イベント等の開催などを通じて、区を主体とした、総合的な子ども・子育て支援の取組を進めました。

●育児を行いたい人（ヘルパー会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が相互にサポートセンターに会員登録し、サポートセンターがコーディネートを行う「ふれあい子育てサポート事業」については、ヘルパー研修の実施回数を増やすことで会員数の増加に向けた取組を行うとともに、研修内容の充実によりヘルパー会員の資質向上を図るなどして、地域における相互援助の機能を充実させるよう、事業を推進することで、地域の様々な人が子育て支援に関わることができ、人と人とのつながりが再構築され、互いに助け合う地域づくりに資することができました。

施策2 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
企業等（雇用主）における子育て支援の充実	目標 ●「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発 ■大都市等との広域的な連携やフォーラムの開催、企業等における取組事例の調査・研究等及び発信による普及啓発 ●企業等における子ども・子育て支援の充実に向けた情報提供・普及啓発・相談支援			●「ワーク・ライフ・バランス」における子育て支援の取組に関する普及啓発 ●企業等における子ども・子育て支援の充実に向けた情報提供・普及啓発・相談支援
	実績 ●フォーラムの開催による普及・啓発、市内事業所を対象としたWLBへの意識や取組に関する調査実施、県との共催による事業所向けセミナーの開催	●講演会・セミナーの開催による普及・啓発、市内事業所を対象としたWLBへの意識や取組に関する調査実施、県との共催による事業所向けセミナーの開催	●講演会・セミナーの開催による普及・啓発、市内事業所を対象としたWLBへの意識や取組に関する調査実施、県との共催による事業所向けセミナーの開催	●目標どおり実施
事業所内保育等の取組への支援の充実	目標 ●事業所内保育施設の設置に向けた企業等への働きかけと協議の推進 ●事業所内保育施設の設置事例の調査・研究と助成制度の再構築			●事業所内保育施設の設置に向けた企業等への働きかけと協議の推進 ●事業所内保育施設の設置事例の調査・研究と助成制度の再構築
	実績 ●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし	●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし	●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし	●事業概要等の説明、実施に向けた働きかけを行うも、実施事業所なし

【主な取組】

9 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

●大都市間での広域的な連携として、ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発を推進を目的に、九都県市（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）共催により、ワーク・ライフ・バランスデーを設定し、定時退社の取組を実施しました。また、神奈川労働局、県と県内政令3市等の共催により、講演会やセミナーの開催、さらに本市独自の取組として、子育て中の母親や父親などを対象としたセミナーや、ワーク・ライフ・バランスの観点を踏まえた講演会などを開催しました。

施策3 多様な主体との協働による取組の推進

10 多様な主体との協働に向けた取組の充実

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
多様な主体との協働に向けた取組の充実	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実 ■HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 ●「土地所有者と保育事業者のマッチング」による保育所整備の推進 ■土地に関する情報収集や事業内容の周知に向けた取組の推進 ●多様な民間の主体との連携に向けた“きっかけづくり”の促進 			<ul style="list-style-type: none"> ●HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 ●「土地所有者と保育事業者のマッチング」による保育所整備の推進 ●多様な民間の主体との連携に向けた“きっかけづくり”の促進
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●子ども・子育て支援施策の事業者向けの情報発信の充実 ■HP や冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組の推進 ●区役所を拠点とした子ども・子育て支援ネットワークづくりの推進 ●「土地所有者と保育事業者のマッチング」による保育所整備の推進 ●土地所有者及び社会福祉法人の募集を行い、コーディネートを実施 	<ul style="list-style-type: none"> H24 4か所の整備 (60人定員) 	<ul style="list-style-type: none"> H25 5か所の整備 (60人定員) 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●5か所・320人分を整備 ●土地所有者及び社会福祉法人の募集を行い、コーディネートを実施

【主な取組】

10 多様な主体と協働に向けたコーディネートの実施

- 子育てを社会全体で支える仕組みづくりに向けて、広く子育て家庭や地域、雇用主、子育て支援事業者へのホームページや冊子等を活用した保育所整備・運営に関する情報や本市の子ども・子育て支援情報の発信の充実に向けた取組を行いました。
- 自己所有の土地を保育所整備用地として賃貸を希望する土地所有者と保育所整備を希望する社会福祉法人をマッチングに向けたコーディネートを行い、平成24年度（平成25年4月開設）に4か所、平成25年度（平成26年4月開設）に1か所の整備を行いました。

基本方向3 新たな制度への対応と大都市等との広域連携

施策1 新たな施策への対応

11 国の新たな制度や地域主権改革への対応

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
国の新たな制度や地域主権改革への対応	目標 ●「子ども・子育て新システム」への対応に向けた検討 ■「(仮称)子ども・子育て新システム検討協議会」の設置による検討 ●地域主権改革への対応に向けた検討	●検討結果に基づく基本方針の策定	●基本方針に基づく取組の推進	●基本方針に基づく取組の推進 ●地域主権改革への対応に向けた検討
	実績 ●子ども・子育て新システムに連動し、「(仮称)子ども・子育て新システム検討協議会」の設置による検討を次年度に変更 ●地域主権改革への対応のため児童福祉施設の最低基準等、庁内での基準の検討	●子ども・子育て関連3法が成立したことによる子ども・子育て支援新制度に向けた審議会等推進体制の検討 ●地域主権改革への対応のため児童福祉施設の最低基準等、基準条例の制定	●子ども・子育て支援新制度施行に向けた子ども・子育て会議の設置・運営、子ども・子育て支援システムの仕様・設計・開発等 ●県からの権限移譲に向けた検討	●国の動向を踏まえた新たな制度へ向けた取組の実施 ●目標どおり実施

【主な取組】

1.1 国の「子ども・子育て新システム」や地域主権改革への対応

●国においては、平成22年1月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置され検討が進められる中、平成24年3月には「子ども・子育て新システム関連3法」が国会へ提出されました。その後、法案修正を経て平成22年8月10日に「子ども・子育て関連3法」が可決・成立、同月22日に公布されました。その後の本市の取組としては、川崎市子ども・子育て会議の設置・運営や子ども・子育て支援システムの構築のための準備など、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に向け、その準備作業を進めました。

12 国、県、企業等との連携による事業の推進

区分	平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
国、県、企業等との連携による事業の推進	目標 <ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備に向けた調整（宮前区野川地内） ●国の宿舍を活用する保育の実施に向けた協議・調整 ●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所整備（JR 武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備（宮前区野川地内） ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始（JR 武蔵小杉駅周辺） ・整備（東急武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所の運営開始（宮前区野川地内） ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始（東急武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所の運営開始（宮前区野川地内） ●国の宿舍を活用する保育の実施に向けた協議・調整 ●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所整備（JR 武蔵小杉駅周辺）
	実績 <ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備に向けた調整（宮前区野川地内） ●県・公的機関の土地等の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者など企業等の土地を活用した保育所2か所の整備（JR 武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所整備（宮前区野川地内） ●県有地（川崎区境町）の活用に向けた協議・調整 ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始2か所（定員70人、40人・JR 武蔵小杉駅周辺） ・整備（東急武蔵小杉駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●国有地を活用した保育所1か所（定員60人）の運営開始（宮前区野川地内） ●県有地（川崎区境町）での保育所開設（平成28年4月）に向けた協議・調整及び運営法人の募集・選定 ●鉄道事業者を活用した保育所 <ul style="list-style-type: none"> ・運営開始1か所（定員60人・東急武蔵小杉駅周辺） ・整備（JR 武蔵小杉駅周辺、JR 武蔵新城駅周辺） 	<ul style="list-style-type: none"> ●目標どおり実施 ●目標どおり実施 ●3年間で3か所定員170人増

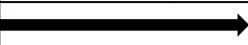
【主な取組】

12 国有地、県有地、企業の土地等の活用による事業推進

●本市では、これまでも市有地等を活用しながら、保育所の整備を推進してきましたが、さらなる保育需要への適切な対応に向け、国、県などとの連携・協力を進め、平成25年4月に国有地を活用した保育所（宮前区野川）の運営を開始しました。また、平成28年4月に県有地を活用した保育所（川崎区境町）の開設に向けて事業を推進しました。さらに、企業等が保有する土地等の活用が図れるよう、鉄道事業者への働きかけを進め、平成24年4月及び平成25年4月に武蔵小杉駅周辺で鉄道事業者を活用した保育所の運営を開始しました。

施策3 大都市等との広域的な連携

13 広域的な連携の推進

区分		平成23年度 (2011年度)	平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	目標値/達成値
大都市等との 広域的な 連携	目標	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市会議等における課題の検討や共有化 ●課題解決に向けた広域的連携による要望活動等の実施 ●広域的な連携の促進に向けた取組の推進 	  	  	<ul style="list-style-type: none"> ●大都市会議等における課題の検討や共有化 ●課題解決に向けた広域的連携による要望活動等の実施 ●広域的な連携の促進に向けた取組の推進
	実績	●国への予算要望や、指定都市市長会議等において、円滑な実施に向けた制度検討についての要望等の実施	●指定都市市長会議や九都県市首脳会議において、新制度の実施に当たって、地域の実情に十分に配慮した子ども・子育て支援の確実な充実が図られるよう要請等を実施	●県政令市連名で子ども・子育て支援新制度本格施行に向けての提案・要望を実施	●目標どおり実施

【主な取組】

13 企業等（雇用主）における子育て支援の充実

●国においては、平成22年1月に「子ども・子育て新システム検討会議」が設置、新制度の検討がなされました。本市においては、大都市会議において、都市間での課題の検討や共有化、国等への要望を実施しました。その後、国での検討を経て、平成24年3月に「子ども・子育て新システム関連3法」が国会へ提出されましたが、政権交代に伴い、法案修正後、平成22年8月10日「子ども・子育て関連3法」が可決・成立、同月22日に公布されたため、平成27年4月の「子ども・子育て支援新制度」の施行に向けた大都市間での課題の検討や共有化、国等への要望を実施しました。